**大阪府ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（案）**

（目的）

第１条　この要綱は、「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」（「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」（令和２年６月17日付子発0617第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

（支給要件）

第２条　大阪府（以下「府」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（ひとり親世帯臨時特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

一　令和２年６月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）

二　令和２年６月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の２の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の２支給停止者」という。）、又は法第６条の規定に基づく大阪府知事（以下「府知事」という。）の認定を受けた場合には法第13条の２の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

|  |  |
| --- | --- |
| ①当該者（法第４条第１項第１号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第２号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。） | 法第９条第１項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第２条の４第６項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。） |
| ②当該者（①に規定する養育者に限る。） | 法第９条の２で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。） |
| ③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者 | 法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。） |

三　申請時点において、令和２年６月分の児童扶養手当に係る法第６条の規定に基づく府知事の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第９条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第２号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後１年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前二号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

四　前三号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の２支給停止者に限る。）であって、令和２年６月１日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者の法第４条に定める要件に該当する児童又はこれと同様の事情にあると認められる児童（以下「監護等児童」という。）であった者 |
| 公的年金給付等受給者（法第13条の２支給停止者を除く。）であって、令和２年度補正予算（第２号）成立日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者の監護等児童であった者 |
| 家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者 | 左欄に掲げる者の監護等児童であった者 |

（ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等）

第３条　府は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

２　前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

　一　基本給付

　　　支給対象者に対して、５万円を１回に限り支給する。ただし、監護等児童が２人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの１人以外の監護等児童につきそれぞれ３万円を加算した額とする。

　二　追加給付

　　　児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、５万円を１回に限り支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等）

第４条　府は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

２　児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。

３　府知事は、令和２年８月７日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

（児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式）

第５条　児童扶養手当受給者に対する府による基本給付の支給は、次~~の各号~~に掲げる方式~~のいずれか~~により行う。~~この場合、第３号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。~~

一　児童扶養手当口座振込方式　令和２年６月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

~~二　指定口座振込方式　前条第３項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が住所地の町村を経由して府に前号の指定口座の変更の届出を提出し、府が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式~~

~~三　窓口交付方式　指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、児童扶養手当受給者の住所地の町村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式~~

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限）

第６条　公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る府の申請受付開始日は、令和２年７月31日とする。

２　申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和２年11月30日まで~~の間で府知事が別に定める日~~とする。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式）

第７条　公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、別紙様式第３号の申請書（以下「基本給付申請書」という。）により申請を行う。

２　基本給付申請者による申請及びこれに基づく府による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号に掲げる方式は、基本給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一　郵送申請口座振込方式　基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により基本給付申請者の住所地の町村を経由して府に提出し、府が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

二　窓口申請口座振込方式　基本給付申請者が基本給付申請書を基本給付申請者の住所地の町村の窓口を経由して府に提出し、府が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

三　窓口交付方式　基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により基本給付申請者の住所地の町村を経由して、又は当該町村の窓口を経由して府に提出し、当該町村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　府知事は、第１項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別紙様式第４号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が第２条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

４　府知事は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は基本給付申請者の住所地の町村の窓口で提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限）

第８条　児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る府の申請受付開始日は、令和２年７月31日とする。

２　申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和２年11月30日まで~~の間で府知事が別に定める日~~とする。

（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式）

第９条　児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者（以下「追加給付申請者」という。）は、別紙様式第５号の申請書（以下「追加給付申請書」という。）により申請を行う。

２　追加給付申請者による申請及び府による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号に掲げる方式は、追加給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一　郵送申請口座振込方式　追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により追加給付申請者の住所地の町村を経由して府に提出し、府が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二　窓口申請口座振込方式　追加給付申請者が追加給付申請書を追加給付申請者の住所地の町村の窓口を経由して府に提出し、府が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三　窓口交付方式　追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により追加給付申請者の住所地の町村を経由して、又は当該町村の窓口を経由して府に提出し、当該町村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　府知事は、第１項の規定による申請の際、別紙様式第４号の申立書を提出させること等により、当該基本給付申請者が第２条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

４　府知事は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は追加給付申請者の住所地の町村の窓口で提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第10条　代理により第７条第１項及び前条第１項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者~~その他府知事が別に定める方法により適当と認める者~~とする。

（基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定）

第11条　府知事は、第７条第１項又は第９条第１項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、第７条第２項各号又は第９条第２項各号に掲げる方式によりひとり親世帯臨時特別給付金を支給する。

（ひとり親世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知）

第12条　府知事は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条　府知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者及び追加給付申請者から第６条第２項及び第８条第２項の申請期限までに第７条第１項及び第９条第１項の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者及び追加給付申請者がひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　府知事が第４条第３項の規定による支給決定を行った後、府が把握する令和２年６月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）にひとり親世帯臨時特別給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和３年２月26日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

３　府知事が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、府が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和３年２月26日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条　府知事は、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条　ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16 条　この要綱の実施のために必要な事項は、府知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月○日から施行する。